# 令和2年度 公の施設目標管理型評価書 【指定管理者施設用】

| 施 | Ī        | 设 | 名 | こども創作活動館  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|----------|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 管 | 理        | 者 | 名 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ <b>指定期間</b> 令和2年4月1日 <b>~</b> 令和7年3月31日   |  |  |  |  |  |  |  |
| 担 | <u> </u> | ≝ | 課 | 東区健康福祉課   |  |  |  |  |  |  |  |
| 所 | 7        | Έ | 地 | 新潟市東区牡丹山1丁目33番23号   |  |  |  |  |  |  |  |
| 根 | 拠        | 法 | 令 |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 設 | 置        | 条 | 例 | 新潟市こども創作活動館条例   |  |  |  |  |  |  |  |
| 施 | 設        | 概 | 要 | 構造 木造2階建て(2階部分は閉鎖)<br>敷地面積 2,707㎡<br>延床面積 993.79㎡<br>施設内容 ・粘土・陶芸の部屋<br>・絵画・版画・工作の部屋<br>他<br>駐車場 13台 |  |  |  |  |  |  |  |

施 設 置 目 的

文化活動や遊びを通して、創造性豊かで健全な子どもの育成を図ることを目的とした施設

## 管理・運営に関する基本理念,方針等

## (1) 基本理念

文化活動や遊びを通して、創造性豊かで健全な子どもの育成を図る。

### (2) 基本方針

「安全」「安心」「快適」の実現を目指し、市民のニーズに応えつつ親しまれる館の運営に努める。

- ・心豊かな子どもの育成を目指し、創作活動や鑑賞活動などの文化活動を通して、親子の触れ合いや学校・地域を 越えた子どもたちの交流の場を提供し、子どもの成長を支援する。
- ・子どもの健やかな心身の発達と社会性を育てるために、安全で健全な遊び場を提供する。

| 視 | 点 | 評価項目                   | 評価指標   | 実績  | 評価<br><b>※</b> | 評価コメント ※   |
|---|---|------------------------|--|---|----------------|--|
|   |   | 広報の充実                  | 事業だより、ホームページ等による<br>こども創作活動館の活動に関する情<br>報発信 2回以上/月   | ・行事だより、ホームページ等に活動情報を発信<br>・便りは毎月、学校に家庭数活動情報を<br>・便りは毎月、学校に家庭数話動<br>日は週1回活動情報発信してを更新 | В              | ホームページや区だより、家庭配布用の<br>便り等により情報発<br>信に努めた。                      |
|   |   | 基準利用者数の達成              | 来館者数(年)<br>30,000人以上   | (R2来館者数)<br>27,072人   | В              | コロナによる臨時休<br>館がなければ、目標<br>利用者数は概ね達成<br>している。                   |
| 市 | 民 | 利用者の満足度                | 利用者アンケートの実施<br>2回以上/年  | アンケート<br>1回以上/月   | Α              | アンケート回数は目標を達成しており、利用者の満足度も高い。(R2調査:5段階評価で平均4.5)                |
|   |   | 苦情・要望に対する対応            | 原則1週間以内の回答<br>苦情・要望の対応マニュアル<br>の整備   | ・原則1週間以内<br>に回答した。<br>・苦情・要望の対<br>応マニュアルは整<br>備済み                                   | В              | マニュアルを作成し、苦情・要望に対する回答は目標期日以内に回答した。                             |
|   |   | 事業の実施                  | ・工作事業の実施数 3回以上/週<br>・地域との連携事業実施数 1回以上/年  | ・工作事業は毎日<br>・地域との連携事<br>業は年2回実施<br>・公民館と年1回   | В              | 事業の実施は目標以<br>上の回数を行い、地<br>域と連携した事業も<br>予定どおり行った。               |
| 財 | 務 | 業務の効率化                 | 施設利用者1人当たり運営<br>経費 1,000円以下  | 1人当たり628円   | Α              | 目標を大きく上回り、<br>効率的に運営されて<br>いる。                                 |
|   |   | 設置目的の理解                | <ul> <li>・地域運営委員会の実施数<br/>2回以上/年</li> <li>・業務仕様書に定める事項<br/>の遵守<br/>違反回数0回</li> <li>・建築設備の保守管理<br/>協定書に定める回数以上</li> </ul> | ・地域運営委員会<br>の実施はコロナ禍<br>のため1回実施<br>・業務仕様書に定<br>める事項の遵守                              | В              | コロナの影響で運営<br>委員会は1回のみの<br>開催となったが、その<br>他仕様書に定める事<br>項は遵守している。 |
| 業 | 務 | 情報の伝達と共有               | 苦情・事故発生時の早期報<br>告  | 苦情・事故発生時<br>は早期報告に徹<br>し、全職員に周知<br>と注意喚起を行っ<br>た                                    | В              | 職員間の情報共有は適切になされている。  |
|   |   | 安全安心の確保                | 防災訓練実施回数年2回以<br>上  | 防災訓練実施回<br>数年2回実施   | В              | 予定どおり適切な訓<br>練を行った。  |
|   |   | コンプライアンスの確立            | 関係法令の遵守, 個人情報<br>等の守秘義務マニュアルの<br>整備  | 法令の遵守、マ<br>ニュアルの整備を<br>行ったうえ、月に1<br>回、全職員で確認  | В              | マニュアルに基づき 定期的に全職員で確認を行った。                                      |
|   |   | 業務仕様書等に定める事<br>項の遵守    | その他業務仕様書等に定め<br>る事項の遵守   | その他業務仕様<br>書等に定める事<br>項の遵守  | В              | 遵守している。  |
| 人 | 材 | 配置人員条件の水準維持・<br>育成の適切性 | 業務仕様書に定める人員配置<br>配置人員のミッションの理解<br>度とスキルの習得度 年2回<br>以上の研修実施   | ・人員の水準維持<br>と不足のない配置<br>をした<br>・研修はリアル・<br>webで各1回づつ<br>実施                          | В              | 条件どおりの人員確<br>保がなされており、育<br>成も目標どおり行って<br>いる。                   |

### 【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない

## 指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

・新規運営はコロナ禍の中で始まった。年度中は緊急事態宣言もあり休館を余儀なくされ、その後はしばらく利用が少ない時期が続いていた。徐々に回復の兆しが見えてきたのは初夏であった。夏休みの時期には、かなり多くの利用が見込まれるようになり、休日は200人を超えるようになってきた。幼児親子の利用は週末を中心に増え続け、駐車場の不足が懸案事項にもなった。しかしながら近隣の駐車場を借りるなど、早急に対策を講じ、現在に至っている。

・年度初めの4月から、利用者に申請書記入を依頼した。保護者の連絡先を知ることで安心安全な運営を行うことができたことは大きい。利用カードは運営側が管理し、利用者の負担がないことも好評だった。

・仕様書を遵守し、子どもたちの様子を見ながら、学習支援やおひるごはん食堂にも取り組んだ。職員は、子どもと遊び、話し、放課後の支援員として愛情をもって関わっている。特に近隣の三小学校児童の安らぎの場になっていることは実感として感じているところである。

#### 所管課による総合評価(所見)

こども創作活動館の運営については、令和2年度から指定管理者制度を導入した。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴い、4月中旬から5月中旬まで約1か月間臨時休館があったが、再開後夏頃には利用者は徐々に増えていき、その後も利用者数は毎月安定している。

運営面では、利用カードを作成して受付方法を改善したり、乳幼児が利用しやすいよう幼児コーナーや授乳室を設けたりしたほか、学習支援やおひるごはん食堂を実施することで居場所づくりのための取組も行った。利用者アンケートの結果を見ても全体的に満足度は高い。

以上のことから、指定管理者として良好であると評価できる。

今後も、運営委員会の意見等を踏まえながら、利用者のニーズに適したサービス提供と事業展開について、一層の充実に 期待している。